

○内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則（日田漁業協同組合）の変更の内容

R7.8.18 変更認可

新			旧		
(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略) 2 舟又はボートを使用する場合は、前項の遊漁料に加え、次に定める額を納付することとする。			(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略) 2 舟又はボートを使用する場合は、前項の遊漁料に加え、次に定める額を納付することとする。		
種類	料金	備考	種類	料金	備考
手漕ぎ舟・ボート1隻	1年 5,100円 <u>1日 2,100円</u>	大山ダム湖・松原ダム湖（梅林湖）に限る。	手漕ぎ舟・ボート1隻	1年 5,100円 <u>(新設)</u>	大山ダム湖・松原ダム湖（梅林湖）に限る。
エンジン付き舟・ボート(電機モーター付き舟・ボートを含む)1隻	1年 8,200円 1日 3,100円	<u>大山ダム湖・松原ダム湖（梅林湖）に限る。</u> <u>大山ダム湖においては電機モーター付き舟・ボート（電動船外機1馬力未満）に限る。</u>	エンジン付き舟・ボート(電機モーター付き舟・ボートを含む)1隻	1年 8,200円 1日 3,100円	<u>松原ダム湖（梅林湖）に限る。</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>

<u>電機モーター付 き舟・ボート (電動船外機 1 馬力未満) 1 隻</u>	<u>1 年 5,100 円</u> <u>1 日 2,100 円</u>	<u>大山ダム湖に限 る。</u>
--	--	-----------------------

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム又は当該遊漁をする場所において漁場監視員に上記遊漁料を納付しなければならない。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合の遊漁料は、上記遊漁料に 500 円を加算した額とする。

(1) 日田漁業協同組合事務所 (日田市大字高瀬字小シマ 1 1 6 6 - 3)

(2) 組合の指定する遊漁券販売店

(新設)

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム又は当該遊漁をする場所において漁場監視員に上記遊漁料を納付しなければならない。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合の遊漁料は、上記遊漁料に 500 円を加算した額とする。

<u>販売店</u>	<u>住所</u>
<u>日田漁業協同組合事務所</u>	<u>日田市大字高瀬字小シマ 1 1 6 6 - 3</u>
<u>釣具のまつお</u>	<u>日田市中釣町 7 5 9 - 1</u>
<u>大倉釣具店</u>	<u>日田市竹田新町 5 - 4</u>
<u>田中釣具店</u>	<u>日田市吹上町 1 0 - 4 6</u>
<u>民宿ひろしげ</u>	<u>日田市前津江町柚木 1 1 9 3 - 7</u>
<u>黒木酒店</u>	<u>日田市大字小野殿町 4 2 0 5</u>
<u>鳥たつ</u>	<u>日田市天瀬町桜竹 6 6 7 - 4</u>
<u>来々軒</u>	<u>日田市三本松 1 丁目 1 3 - 2 4</u>

	<u>おすそわけ野菜のレスト ラン松原</u>	<u>日田市大山町西大山 8 4 9 2 - 1</u>
	<u>かめや釣具 大分萩原店</u>	<u>大分市萩原 2 丁目 2 - 2 6</u>
	<u>釣具のポイント鳥栖店</u>	<u>佐賀県鳥栖市藤木町若桜 4 - 1 0 鳥 栖商工団地内</u>
	<u>釣具のキャストイング福 岡店</u>	<u>福岡県福岡市博多区東那珂 2 丁目 3 - 5 3</u>